

健康保険法施行令及び健康保険法施行規則 の改正について(インセンティブ制度関係)

健康保険法施行令の一部を改正する政令案（概要）

1. 趣旨

全国健康保険協会（以下「協会」という。）が管掌する健康保険の保険料率の算定方法について、健康づくりを促すためのインセンティブ制度を設けるべく、協会の保険料率の算定方法に関して見直しを行うものである。

2. 改正内容

協会の保険料率の算定方法において、インセンティブ制度の財源として支部被保険者の総報酬額に 0.01%（※）を乗じて得た額を設定するとともに、特定健康診査や特定保健指導の実施状況といった被保険者等の健康の保持増進及び医療費適正化に係る支部毎の取組の状況に応じて当該財源から分配される額を保険料率に反映させるため、規定の整備を行うこととする。

※ ただし、制度導入に伴う激変緩和措置として、3年をかけて段階的に導入することとし、具体的には、次の通りとする。

- ・平成 30 年度の評価 : 支部被保険者の総報酬額に 0.004% を乗じた額
- ・平成 31 年度の評価 : 支部被保険者の総報酬額に 0.007% を乗じた額
- ・平成 32 年度の評価 : 支部被保険者の総報酬額に 0.01% を乗じた額

3. 根拠条項

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 3 項

4. 公布日等

公布日：平成 30 年 3 月下旬（予定）

施行日：平成 31 年 4 月 1 日（予定）

※ 平成 32 年 2 月以前に用いられる保険料率の算定については、なお従前の例による。

健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。
健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二第一号口中「控除した額」の下に「と一の事業年度の前々事業年度の三月から当該一の事業年度の前事業年度の二月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額に千分の〇・一を乗じて得た額とを合算して得た額」を加え、同号二中「定める額」の下に「並びに高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部（法第七条の四第一項に規定する支部をいう。）の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額」を加え、同条第二号中「（標準報酬月額及び標準賞与額の合

(案)

計額をいう。以下この号及び次条において同じ。」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成三十二年二月以前に用いられる都道府県単位保険料率（健康保険法第六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。）の算定については、なお従前の例による。

第三条 平成三十二年三月から平成三十三年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第四十五条の二の規定の適用については、同条第一号口中「千分の〇・一」とあるのは、「千分の〇・〇四」とする。

2 平成三十三年三月から平成三十四年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第四十五条の二の規定の適用については、同条第一号口中「千分の〇・一」とあるのは、「千分の〇・〇七」とする。

理由

全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率の算定方法について、被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る全国健康保険協会の支部における取組の状況を勘案したものに必要があるからである。

健康保険法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（抄）…………… 1

改 正 案	現 行
<p>（都道府県単位保険料率の算定方法）</p> <p>第四十五条の二 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率（一の事業年度の三月分から当該一の事業年度の翌事業年度の二月分までの保険料（任意継続被保険者に係る保険料にあつては、当該翌事業年度の四月分から三月分までの保険料）として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。次条において同じ。）で除して得た額を第二号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の三月から用いる都道府県単位保険料率（法第六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条及び第四十五条の四第四項第一号において同じ。）を算定するものとする。</p> <p>一 次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第六十条第三項第二号に掲げる額から当該支部被保険者に係る同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額と一の事業年度の前々事業年度の三月から当該一の事業年度の前事業年</p>	<p>（都道府県単位保険料率の算定方法）</p> <p>第四十五条の二 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率（一の事業年度の三月分から当該一の事業年度の翌事業年度の二月分までの保険料（任意継続被保険者に係る保険料にあつては、当該翌事業年度の四月分から三月分までの保険料）として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。次条において同じ。）で除して得た額を第二号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の三月から用いる都道府県単位保険料率（法第六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条及び第四十五条の四第四項第一号において同じ。）を算定するものとする。</p> <p>一 次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第六十条第三項第二号に掲げる額から当該支部被保険者に係る同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額</p>

度の二月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の合算額に千分の〇・一を乗じて得た額とを合算して得た額

ハ（略）

二 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額並びに高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部（法第七条の四第一項に規定する支部をいう。）の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額

二 一の事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事業年度の二月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額の総額及び当該一の事業年度の翌事業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額の見込額

ハ（略）

二 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額

二 一の事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事業年度の二月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この号及び次条において同じ。）の総額及び当該一の事業年度の翌事業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額の見込額

健康保険法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

1. 趣旨

全国健康保険協会（以下「協会」という。）が管掌する健康保険の保険料率の算定方法についてインセンティブ制度を設けるべく、協会の保険料率の算定方法等に関して健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）が改正されることを受けて、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）について所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

今般の健康保険法施行令の改正により、同令第四十五条の二第一号ニが改正され、都道府県単位保険料率の算定にあたって、新たに、厚生労働省令で定めるところにより算定される報奨金の額が計算要素となった。本改正は、報奨金額の算定方法を定めるものであり、具体的には、各支部において以下①～⑤の指標を用いて得た数値を基に協会が算定する額とする。

- ① 特定健診等の実施率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
- ④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- ⑤ 後発医薬品の使用割合

3. 根拠条項

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 3 項及び健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 45 条の 2

4. 公布日等

公布日：平成 30 年 3 月下旬（予定）

施行日：平成 31 年 4 月 1 日（予定）

※ 平成 32 年 2 月以前に用いられる保険料率の算定については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第 号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十五条の二第一号ニの規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

(案)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(令第四十五条の二第一号二の報奨金の額の算定) 第百三十五条の五の二 令第四十五条の二第一号二の報奨金の額は、支部(法第七条の四第一項に規定する支部をいう。)ごとに第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数に第三号に掲げる額を乗じて得た額とする。</p> <p>一 イに掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額</p> <p>イ (1)に掲げる数から(2)に掲げる数を減じて得た数 (2)に掲げる数が(1)に掲げる数を上回る場合にあっては、零)</p> <p>(1) 当該支部の総得点</p> <p>(2) 各支部の(1)に規定する総得点の中央値として協会が定める数</p> <p>ロ 当該支部の支部総報酬額</p> <p>二 各支部の前号に掲げる額を合算した額</p> <p>三 各支部の支部総報酬額を合算した額に千分の〇・一を乗じて得た額</p> <p>2 前項第一号イ(1)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。</p> <p>一 高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定健康診査その他の健康診査であつて協会が定めるもの(第四号において「特定健康診査等」という。)の実施率</p> <p>二 高齢者医療確保法第十八条第二項に規定する特定保健指導(次号において「特定保健指導」という。)の実施率</p> <p>三 特定保健指導の対象者の減少率</p> <p>四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への受診を勧奨した者の保険医療機関</p>	<p>(新設)</p>

の受診率

五 後発医薬品（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ニに規定する後発医薬品をいう。）の使用割合

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成三十二年二月以前に用いられる都道府県単位保険料率（健康保険法第六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。）の算定については、なお従前の例による。

第三条 平成三十二年三月から平成三十三年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第三百三十五条の五の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「千分の〇・一」とあるのは、「千分の〇・〇四」とする。

2 平成三十三年三月から平成三十四年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第三百三十五条の五の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「千分の〇・一」とあるのは、「千分の〇・〇七」とする。